

第8章 西ベンガル——土地改革は何をもたらしたか——

藤田幸一

はじめに

西ベンガル州は、1977年の州議会選挙を通じて左翼戦線政権が成立して以来¹⁾、2011年の選挙で敗北するまで30年以上もの長期にわたって左翼政党が政権を維持してきた、インドでは非常に特異な州である。西ベンガル州の左翼戦線政権は、土地改革とパンチャーヤット改革において先進的実績を上げたことで知られている。30年以上もの間、政権与党を維持できた最大の要因は、上記改革を通じて、貧困層を中心に農村部で強固な支持基盤を確立し維持してきた点に求められるであろう²⁾。

左翼戦線政権の土地改革やパンチャーヤット改革をどう評価するかについては、これまで膨大な数の論文や著書が刊行され、さまざまな評価がなされている（詳しくは後述）。政権が変わったこの機会に、これまでの議論を整理して総括する作業には一定の意味があるであろう。しかし、西ベンガル州の研究を片手間にしかやってこなかった筆者にとっては、膨大な数の議論をバランスよく整理する作業は困難である。とくに農村政治や社会の変容については正直手に負えないものがある³⁾。本章ではしたがって、土地改革など諸改革が農村経済（とりわけ農業生産）に与えた意義に限定し、また隣接するバングラデシュを比較軸に据えることによって、新たな評価の視点を提供する作業を行いたい。

以下、第1節で土地改革の内容とその実績について述べた後、第2節で1980

年代以降の西ベンガル州の穀作農業とりわけ稲作の発展過程、およびそれをもたらした技術的要因について、バングラデシュと対比させつつ検討する。第3節では、1977年以降の土地改革が1980年代以降の農業発展とどういう関係にあったか、経済学の理論と実証研究について、再検討を加える。第4節では、土地改革が農業生産の増加ではなく、経済発展に寄与したという主張を行い、最後に第5節で結論を述べる。

第1節 土地改革の内容と実績

1977年以降の左翼戦線政権の農村政策は、単に土地改革やパンチャーヤット改革に留まらず、農村税制や農村金融、農村インフラ整備事業を通じた失業対策、農業労働賃金への介入、初等教育の充実など、幅広い分野を含み、農村のとりわけ貧困層の社会経済的向上を目指した総合的な性格を強く有していた[佐藤1980]。

しかし以下では、土地収用・再配分政策とオペレーション・バルガ (Operation Barga) (=刈分小作人の登録事業) を通じた小作農保護政策の主に二つの柱から成る土地改革に焦点を絞る形で、その内容と実績について整理する。

1 問題の背景

いうまでもなく、ベンガル、ビハール、オリッサを含む大ベンガル地域 (Greater Bengal) は、初期に英国植民地下に組み込まれた土地で、1793年には永代地租査定法 (Permanent Settlement Act) が制定され、固定的な地租の納入義務を課す代わりにザミンダールに排他的土地所有権が与えられた。しかし、英国の意図に反し、ザミンダールは資本主義的農業の担い手にはならず、小作料の徴収を中間介在者に任せ、自身は不在地主となるような方向に展開していった。また、1885年ベンガル小作法をはじめ、19世紀末以降に制定された一連の小作保護法によって、法定小作人の権利が強化され、彼らを中間地主としてその下に無権利の刈分小作人が (農業労働者を雇用しつつ) 直接耕作者と

なる状況が広がっていった⁴⁾。こうして、とくにベンガルでは国家と直接耕作者の間に異なる性格を有する数多くの中間搾取者が介在するような抑圧的な農業生産構造が発達した。いうまでもなく、ベンガルの豊かな農業生産力がそれを可能にしたという側面をもつ。

印パ分離独立後まもなくの1953年、西ベンガル州では中間介在者を含むザミンダーリー制の廃止を意図した法律（West Bengal Estates Acquisition Act）が制定され、国家が一定面積（農地25エーカー＋非農地20エーカー）を超える土地を収用することを宣言した。その後1955年に定められた西ベンガル土地改革法は、収用した土地の再配分方法について定めたものである。しかし、同法は大地主には「抜け穴」が多い欠陥法で、その是正に向け、1972年には改訂土地改革法が制定される。収容された土地は、土地なしや土地をほとんど保有しない指定カースト（SC）・指定部族（ST）に優先的に配分するとされた。土地保有の上限面積もかなり下方修正された⁵⁾。

以上のような法的整備により、ザミンダールや中間介在者などの排除にはかなりの成功を収めた。しかし、それによってかつての法定小作人らが新たに地主となり、そこで成立した新たな地主制を掘り崩すことは容易ではなかった。かくして、直接耕作者に土地所有権を移譲するという理念は骨抜きになり、法定小作人の下で耕作していた刈分小作人は無権利のまま置かれた。農業労働者も同様である。法的整備にもかかわらず、地主支配の影響の強い行政組織の動きは鈍く、潜在的な受益者も、地主の報復を恐れて権利の主張を抑制するといった状況が一般的だったからである。

1977年に成立した左翼戦線政権は、大地主が土地収用を免れる「抜け穴」を塞ぐための法的整備をさらに進めると同時に、地方の政党組織や農民団体（Kisan Sabha など）を十分に働かせることによって、実際にはなかなか動かない状況を打破することに多くの精力を注ぎ込んだのである。

一方、ザミンダーリー制廃止以前、印パ分離独立前後の1946～50年にわたって、ベンガルの刈分小作人を中心とする数百万の農民大衆によってテバガ運動が闘われる。テバガとは収穫物を刈分小作人と地主が2対1の割合で分けあう

ことを意味し、テバガ運動はその要求を基礎とした一種の小作料減免運動であった〔佐藤 1970〕。なお、地稅委員會 (Floud Commission) の報告によると、1930年代末の時点で耕作地の5分の1以上が刈分小作地であり〔Government of Bengal 1939〕、刈分小作の問題はかなり大きな広がりをもっていたといえることができる。

テバガ運動は、19世紀末以降の小作法が法定小作人の保護ばかりに熱心で、刈分小作人の問題をなおざりにしてきた状況に対するかねてからの不満が一大運動として大きく盛り上がったものである。実際、上記の地稅委員會報告は、早くから刈分小作人の保護の必要を論じ、小作料を收穫物の3分の1に抑制することを提案していたのである。

西ベンガル州では1950年に刈分小作人法 (Bargadar Act) ができるが、一連の土地改革法よりも先に制定されたのは明らかにテバガ運動の影響であった。同法は、のちに1955年土地改革法に吸収されるが、その内容は、地主は刈分小作人が「適切に」耕作しなかった場合には小作地を取り上げることができ、また收穫物の3分の1ずつを地主と小作人が取り、残り3分の1は投入財を負担した者が取るというもので、地主に有利な欠陥法といえた。事実、1950年代から60年代にかけて、小作地取り上げにあった刈分小作人がかなりの数に上ったと推定されている。ただし1970年代初めの全国標本調査 (National Sample Survey) によると、にもかかわらず18.7%の耕作地が刈分小作地として残っていた〔Dasgupta 1984〕。

1972年改訂土地改革法では、かなりの前進がみられた。地主による小作地取り上げに対する実効的規制が強化され、小作人は小作権を相続できるとされたほか、小作料率は原則として小作人が4分の3を取る (地主が投入財を負担した場合は2分の1) ことなどが定められた。さらに1976年には、なおも残存する「抜け穴」を塞ぐため、委員会が設置され検討が続けられた。

以上のように、1977年の左翼戦線政権誕生以前に、実は刈分小作人保護のための多くの法的整備が進められてきたことがわかる。同じことは、土地収用・再分配についてもすでにみたとおりである。

しかし、法的整備は進んでも、実際に実行するとなると多くの障害が横たわっていた。土地収用・再分配についてと同様、刈分小作人の保護政策についても、左翼戦線政権は、地方の政党組織や農民団体を働かせることによって強力に前進させた点にその特筆すべき役割があったといえよう。決め手は1978年に開始したオペレーション・バルガと呼ばれる小作人の登録事業であり、それによって、法律の実効的施行という点で大きな前進をみたのである⁶⁾。

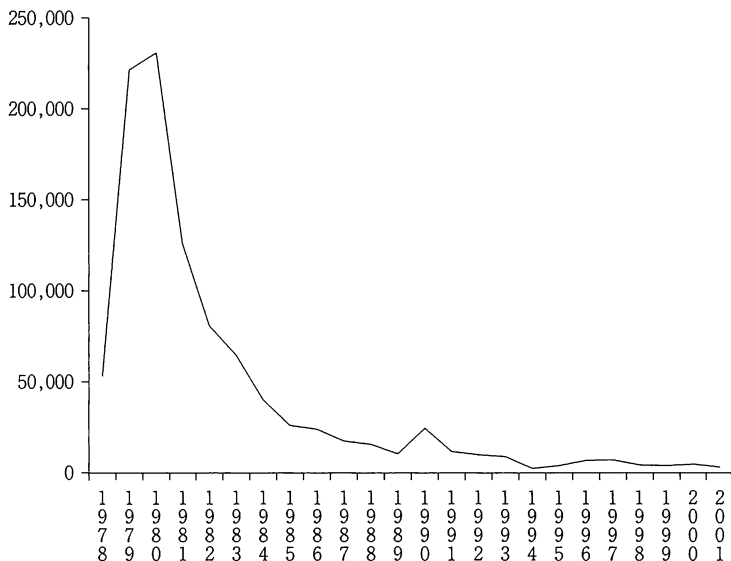
2 実績

余剰地の収用・再分配については、1970年頃までに50万エーカー程度の進展がみられたと推定され、その後、1977年7月までに63.3万エーカー⁷⁾、1979年2月までに96.2万エーカーに達し、そのほかに16万エーカーが裁判所による差し止め命令によって分配が停止されているので、計112万エーカー（45.3万ha）の規模に達するものとされていた〔佐藤1980〕。それは、最新の2010年11月末の実績である45.8万ha〔Government of West Bengal 2011：98〕とほぼ合致するものとなっている。すなわち、裁判所による差し止め命令分の16万エーカーを別にすれば、再分配は1979年頃までにほぼ終了したといえよう。再分配面積は、純播種面積（net sown area）が530万～540万haを占めるので、その9%弱に相当する計算になる。

また、土地再分配の受益者数は302.3万人（2010年11月末現在）、うち指定カーストが36.8%、指定部族が18.2%、その他が45.0%であり、単純平均では受益者1人当たりの配分面積は0.15ha（0.37エーカー）であった。なお、1960年代末頃には、1人当たり配分面積は約1エーカーであったが、その後、なるべく多くの者に配分するという方針転換があり、1エーカーをほぼ3人の受益者で分けるようになったものである〔Lieten 1992：136〕。

他方、小作人登録も1980年代末までに大部分が終了するが（図表1）、2010年11月末現在の受益者は153.8万人、受益面積は45.7万haであった〔Government of West Bengal 2011：99〕。単純平均すると、1人当たりで0.30ha（0.73エーカー）となる。なお、登録小作人の30.8%は指定カースト（1人当たり

図表1 年次別の小作人登録数



出所：[Chakraborti, 2003 : 35-36].

0.32ha)、10.9%は指定部族（同0.38ha）、その他が残りの58.3%（同0.27ha）を占めた。

以上のように、再配分された土地45.8万haと登録された小作地45.7万haを合計すると91.4万haとなり、耕地面積（純播種面積）の約17%を占めることになる。この数値をどう評価するか、小さいとみるか結構な大きさでよくやったとみるかは意見の分かれるところであろう。ただし、いずれにせよ、のちに検討するように、土地改革の成果によって1980年代以降の農業生産性の急上昇を説明するとすれば、それはかなり無理があろう。他方、受益者の数でみるとかなり異なった評価が可能となってくる。二つのプログラムの受益者を単純合計すると456万人となるが（すなわち重複はなかったと仮定）、1980年代半ば時点での西ベンガル州全体の耕作者数は約530万人、農業労働者数は約450万人であったから⁸⁾、受益者のカバレッジは相当に広がったといえよう⁹⁾。

ただし、土地改革の達成度の地域差はかなり大きい。県レベルの地域差をみ

るならば、概して北部で高く（1人当たり面積も大きい）、続いて中南部であり、逆に最も低かった県は中部のナディア県やムルシダバード県などであったことがわかる（図表2）。

ところで、土地改革プログラムの成否は、以下の点に依存する。第一に、土地再配分の場合、受益者がその後その土地を有効利用し生計向上に役立てることができたかどうか、とくに、債務返済などのために結局土地を手放さざるを得なくなったといった事態がどの程度生じたかという点、第二に、小作人登録の場合、地主による小作地取り上げの抑止にどれだけ実効性があったか、また小作料率がどの程度法律の規定どおりに守られたかなどの点である。

以上のような点は、公式統計からはわからない。なるべくカバレッジの大きいサンプル調査によって判断するしかないであろう。以下、そのような調査として、州立パンチャーヤット・農村開発研究所（State Institute of Panchayats & Rural Development）が2000年に行った大サンプル調査（全州各地から土地再配分の受益者2万1,712人、登録小作人1万3,878人を抽出）の結果の要点を紹介しよう [Chakraborti 2003]。

まず、土地再配分の受益者（以下 *Pattadar*）と登録小作人（以下 *Bargadar*）のサンプル特性は、次のとおりであった。*Pattadar* の女性比率は5.9%。カースト別構成は、指定カースト39.7%、指定部族12.7%、その他47.7%で、配分を受ける前に土地なしであった者が67.1%、土地所有者が32.9%。配分時期は、1980年以前が26.0%、1980～90年が50.8%、1991年以降が23.3%であった¹⁰⁾。一方、*Bargadar* のカースト別構成は、指定カースト33.0%、指定部族9.2%、その他57.9%であった。

さて、*Pattadar* は土地の配分を受けたのち、どうなったであろうか。まず土地を手放した者は13.2%を占めており、その理由は、「生活に困ったから」が19.2%、「耕作のための投資資金がなかったから」が4.5%を占めた（残り76.3%のケースの具体的理由は明らかにされていない）。逆にいえば、*Pattadar* の大部分（86.8%）は配分された土地を2000年調査時点まで保持していた

図表 2 県別の土地改革の進捗度

	再配分面積 (ha) (1)	受益者数	1人当たり 面積 (ha)	登録小作人	小作地面積 (ha) (2)	1人当たり 面積 (ha)	受益面積計 (3) = (1) + (2)	純播種面積 ('000ha)	受益面積 シェア (%)
Burdwan	25,297	220,339	0.11	136,134	48,139	0.35	73,436	485.58	15.1
Birbhum	19,698	161,515	0.12	114,162	46,557	0.41	66,255	336.23	19.7
Bankura	26,126	181,658	0.14	116,922	27,180	0.23	53,306	374.32	14.2
Purba Medinipur	20,367	227,340	0.09	167,785	21,280	0.13	41,647	}	18.5
Paschim Medinipur	94,994	675,154	0.14	151,434	31,471	0.21	126,465		
Howrah	1,892	26,120	0.07	42,788	10,074	0.24	11,966	87.88	13.6
Hoogly	5,379	73,497	0.07	114,652	25,355	0.22	30,734	227.37	13.5
North 24-Parganas	12,326	148,410	0.08	74,317	19,568	0.26	31,894	}	14.3
South 24-Parganas	31,292	179,273	0.17	114,909	34,593	0.30	65,885		
Nadia	9,038	101,782	0.09	64,512	18,901	0.29	27,939	316.07	8.8
Murshidabad	18,826	165,320	0.11	86,217	27,233	0.32	46,059	424.22	10.9
Uttar Dinajpur	29,883	156,555	0.19	32,002	9,069	0.28	38,952	}	17.2
Dakshin Dinajpur	21,010	130,469	0.16	71,930	21,689	0.30	42,699		
Malda	31,712	159,991	0.20	81,992	32,085	0.39	63,797	278.60	22.9
Jalpaiguri	41,293	134,750	0.31	61,385	39,109	0.64	80,402	320.58	25.1
Darjeeling	12,686	53,584	0.24	12,879	7,013	0.54	19,699	45.34	43.4
Cooch Behar	26,012	131,768	0.20	85,127	33,838	0.40	59,850	258.30	23.2
Purulia	29,846	95,199	0.31	9,348	3,447	0.37	33,293	296.06	11.2
西ベンガル州計	457,677	3,022,724	0.15	1,538,495	456,601	0.30	914,278	5515.51	16.6

出所：[Government of West Bengal, *Economic Review 2010-11, Statistical Appendix, 98-99*] をもとに筆者作成。

ことになる。

図表3 土地改革受益者の農業活動の若干の指標

次に *Bargadar* については、まず小作地を手放した者が14.4%を占め、その理由は「地主による土地取り上げ」が24.1%、「耕作の投資資金がなかったため」が9.8%であった（残り66.0%のケースの具体的な理由

	Pattadar	Bargadar	州平均
自己資金で土地購入	26.4	32.9	-
協同組合の組合員	14.6	20.6	-
うち協同組合から融資	71.0	70.9	-
受益地が灌漑地	60.4	64.5	-
うち十分な灌漑水	70.2	72.3	-
化学肥料使用	87.4	93.0	-
うち十分な化学肥料	62.7	66.9	-
作付集約度 (%)	172.9	170.6	171.0
アマン稲の収量 (kg/ha)	1,784	1,814	1,996

出所：[Chakraborti 2003] より筆者整理。

由はやはり明らかにされていない)。小作料率で最も多かったのが法定どおりの4分の1 (25%) が49.2%、2分の1 (50%) が19.2%、5分の2 (40%) が12.5%で、19.1%は小作料支払いなしであった。投入財費用の負担については、地主負担が2.4%、小作人負担が90.8%、6.9%は両者分担のケースであった。また、収穫物の脱穀の場所は、小作人の家が89.0% (地主の家8.7%、その他2.3%) と大部分を占めた。最後に、*Bargadar* のうち小作権を保証されていると感じている者が73.7%、そうでない者が26.3%を占めた。

図表3は、受益者の農業生産活動についての若干の指標を整理したものである。このうちとくに注目されるのは、自己資金で農地を購入したものの割合が26~33%とかなり高いという点、また作付集約度についてはほぼ平均並みを達成している一方、アマン稲の収量は州平均値よりもかなり見劣りするという点であろう。アマン稲の収量が平均よりも低い点をどう解釈するかについては、のちに改めて検討する。

ちなみに、当然のことながら、土地改革の受益者のうち自家農業だけで生計を立てることのできる者はごく少数に留まった (*Pattadar* で9.9%、*Bargadar* で16.6%)。しかし、同時に、自家農業の外で180日以上雇用が確保できた者は、*Pattadar* で64.5%、*Bargadar* で51.8% (90~180日を確保できた者はそれぞれ28.3%、36.0%) に達した。また *Pattadar* のうち生計手段を多様化した者は65.6%に達し、その内訳は、畜産23.4%、家内工業7.2%、水産養殖3.7%、

小規模農業4.7%、その他61.0%であった。

以上、総括すると、土地改革受益者の85%強は、調査時の2000年時点で配分された土地あるいは登録された小作地を保持していた。小作人の19%は小作料を支払わず、49%は法定の小作料を支払っていた。合わせて70%弱である。ただし、投入財は小作人負担のケースが大部分を占めた。注目すべきは、土地改革の受益者になって以降、自己資金で農地を購入した者がかなりの数に上り、彼らはかなり大きな経済的向上を達成したと考えられる点である¹¹⁾。むろん、耕作はいずれにせよ零細規模なので、自家農業だけで生計を立てることができていた者はほとんどいない。しかし、自家農業外での雇用機会もそれなりにあり、また畜産、水産養殖、家内工業などに追加的生計手段を確保した者もかなりの数に上ったのである。

[Lieten 1992] が強調したように、土地収用・再配分プログラムは、零細土地所有者が下方分解して土地なしになりプロレタリアート化していく動きを抑制し、農村貧困層の家計を下支えする重要な役割を果たしたといえるであろう。また小作人登録プログラムは、不安定な地位にあった刈分小作人の家計をやはり下支えする役割を果たし、さらに刈分小作人の3分の1が土地（大部分は登録された小作地だったと考えられる）を購入したという事実は、小作人登録事業が部分的には土地収用・再配分と同じ効果をもったことを意味しよう。

第2節 1980年代以降の農業成長とその要因

西ベンガル州の農業は、1970年代末頃まではかなり停滞色が強かったが、1980年代以降になって急速な成長を開始する。1980/81～1990/91年度の農林水産業の平均成長率は実に4.32%に達し、それを基礎に州内総生産（Net State Domestic Product：NSDP）も4.24%で成長（同期間の製造業成長率は2.47%に留まり、サービス業を中心とするその他部門も5.08%であった）し、1人当たりでも約2%の成長率を達成した（図表4）。さらに、農林水産業は1990年代にも5.32%と成長をさらに加速させた。1980年代から90年代にかけて、農業

図表4 西ベンガル州の経済成長率

	成長率（年率％）				
	NSDP	1人当たり NSDP	農林水産業	製造業	その他
1980/81～1990/91	4.24	1.98	4.32	2.47	5.08
1990/91～2000/01	6.84	5.14	5.32	5.01	8.35
2000/01～2007/08	7.06	5.83	2.40	4.35	9.41
全期間（1980/81～2007/08）	5.97	4.21	4.13	3.91	7.48

出所：[Government of West Bengal, *Economic Review, Statistical Appendix*] の各年版より筆者作成。

が経済全体の成長を牽引する一つの重要な部門であったことは間違いないであろう。農林水産業という産業の特徴からすると、年率4～5%を超える成長というのはかなり異例の速さであったといえよう。

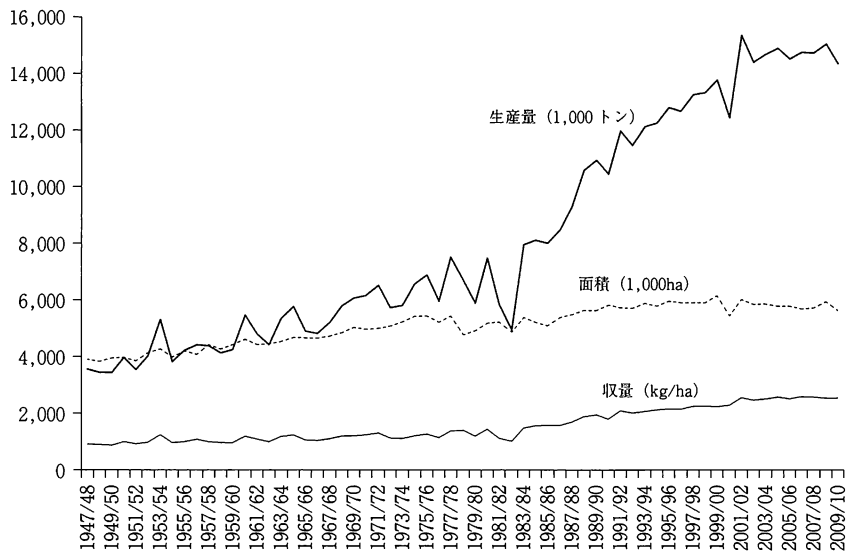
1990年代の農林水産業の成長は、穀物部門だけでなく、畜産（とりわけ牛乳・乳製品や鶏肉、鶏卵）、野菜・果樹、内水面養殖などの高付加価値部門の成長にもかなり依存したと思われるが、1980年代についてはコメを中心とする穀物部門の貢献度が相対的に高かったと考えてよいであろう。西ベンガル州では乾期の小麦作もかなり急速な成長をみたが、主食作物のコメに比較すると無視できるほど小さかった。したがって、土地改革との関連をみるためには、稲作部門が1980年以降どの程度の速度で、またいかなる要因によって成長したかに注目すればよいことになる。

図表5は、印パ分離独立後最近までの稲作部門の成長の軌跡を示すものである。図によると、西ベンガル州の稲作は、1980年代初頭に干ばつによる大きな落ち込みを経験した後、急速な増産を達成し、また同時に年々の生産変動も著しく小さくなっている。

ただし、1980年以前にもコメの相当な増産が達成され、分離独立直後の約3,500万tの生産量が1980年代初頭には約7,000万tに達し、ほぼ倍増したことがわかる。しかし、同期間に人口も2.1倍に達しており¹²⁾、1人当たり生産では完全に停滞していたといえよう。

したがって、1980年代以降の西ベンガル州の稲作農業部門は、長い間の停滞

図表5 西ベンガル州のコメの生産動向



出所：[Government of West Bengal, *Economic Review Statistical Appendix*] 各年版。

から脱し、突然、急速な成長を開始したことになる¹³⁾。その時期は、1977年に左翼戦線政権が成立し、既述のような土地改革を中心とする農村制度改革を強力に推し進めた時期に一致したことになる。英領植民地時代から長年続いてきた抑圧的な土地制度が一定の大きな変革を受け、それが主要因となって農業生産力が全面的に開花した、と解釈してもおかしくない状況だったといえることができる。

しかし、結論を先取りしていうならば、農業生産関係の改善を直接に農業生産力（性）の改善と結び付けて考える思考はきわめて危うく、西ベンガル州のケースも、生産性上昇は基本的に別の要因によって達成されたと考えるべきである。以下、簡単に、稲作に焦点を絞って、その成長要因を具体的に明らかにしよう。その際、バングラデシュと対比をしながら考えることにしたい。

対比するに当たり、まずバングラデシュにおける土地改革の進捗状況について補足しておく必要がある。バングラデシュでは、大地主の多くがヒンド

ウー教徒であり、分離独立の混乱の中で彼らの大部分がインドへ逃避したため、ザミンダールや中間介在者がほぼ消滅しただけでなく、結果的に土地再配分もかなり進展した。しかし、西ベンガル州よりも土地所有規模は小さかったとはいえ、かつて法定小作人であり新たに地主になった者による地主制は残り、その下で働く刈分小作人は基本的に放置された。1984年には小作保護法が制定され、小作料率は、収穫物を3等分し、3分の1ずつを地主と小作人が取り、残り3分の1は投入財の負担者が取るとされた。しかし、オペレーション・バルガのような政策を欠いていたバングラデシュでは、法律はあってもその実効性はほとんどなく、小作料率はほぼ完全に土地貸借市場における需給関係で決まってきたのである。

以上を前提に、西ベンガル州とバングラデシュの稲作の生産量、作付面積、収量の動きを示した図表6をみてみよう。

まずバングラデシュに注目すると、分離独立後1970年代末までの間にもかなりのコメの増産が達成された点が注目される。それは主としてアマン (aman) の単作地にアウス (aus) が付け加わる雨期の稲二期作の進展によるものであり [藤田 1986]、その点で西ベンガル州とはかなり異なる発展径路をたどったといえる¹⁴⁾。しかし1980年代以降になると、バングラデシュでもコメ増産の加速化がみられる点で西ベンガル州と同様であった。すなわち、土地改革、とりわけオペレーション・バルガのような政策を欠いていたバングラデシュでも、西ベンガル州同様、コメ増産ペースの加速化が観察されるのである。

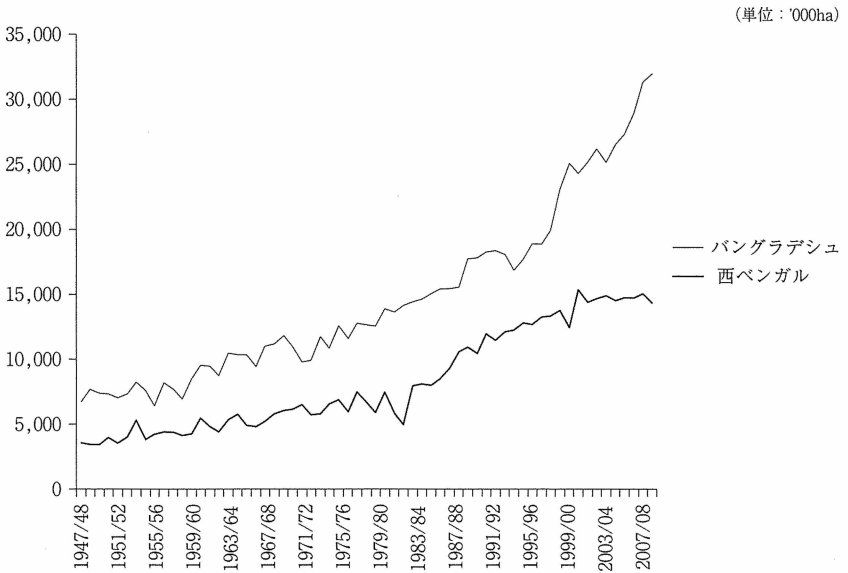
結論を先取りすれば、それは、1980年代以降のコメ増産の加速化において、西ベンガル州とバングラデシュの間に共通する技術的要因があったからにはほかならない。

それは第一に灌漑、とりわけ浅管井戸 (shallow tubewell : STW) の普及に伴う乾期稲作であるボロ (boro) の拡大であった。ボロは、雨期稲作のアマンやアウスとは異なって水制御が容易であったので、近代的品種 (MV)¹⁵⁾ の採用が容易であり、高い収量を実現できた。第二に、基本的には天水条件下で栽培される雨期稲作のアマンやアウスにおける、ローカルの多様な農業生態環境

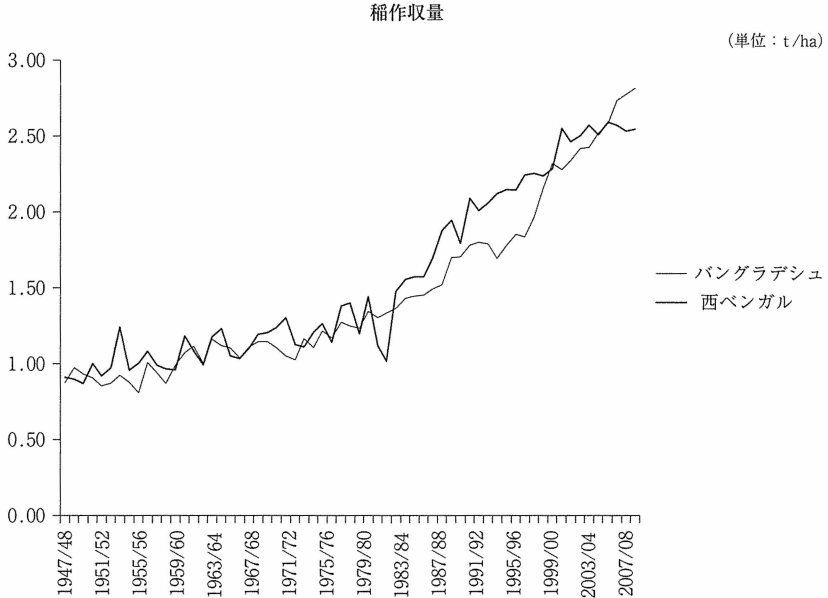
図表6 西ベンガル州とバングラデシュの
稲作面積



コメ生産量



稲作の生産量、作付け面積、収量

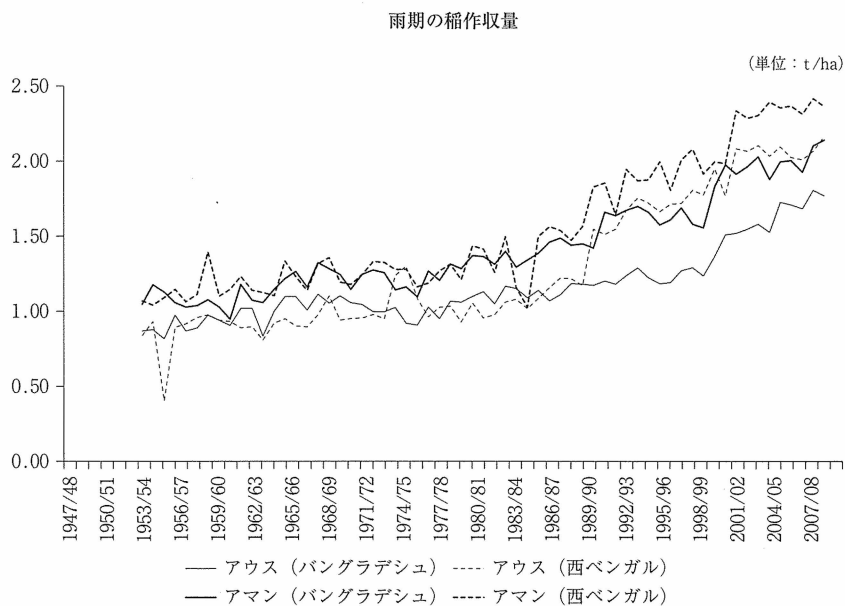
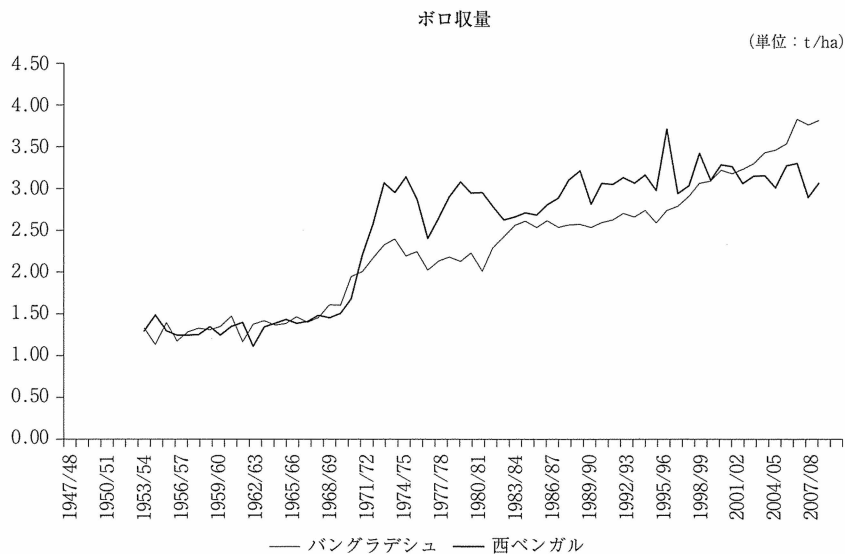


出所：西ベンガルは [Government of West Bengal, *Economic Review Statistical Appendix*, 各年版]、バングラデシュは [Bangladesh Bureau of Statistics, *Yearbook of Agricultural Statistics of Bangladesh*, 各年版]。

に適応した MV の開発と普及であった。その背景には品種開発に対する政府の不断の政策努力があった。たとえば現在、西ベンガル州の雨期稲作向けの MV は60品種に及ぶが、うち44品種は州政府稲作試験場をはじめとする地元の試験研究機関で開発されたものである [Adhikari et al undated]。アマンの収量増に最も貢献した品種は、Swarna と呼ばれる MV である¹⁶⁾。同様にバングラデシュでも、バングラデシュ稲研究所 (BRRI) で開発された BR11、BR22 などの MV がアマンやアウスの収量増に大きく貢献してきたのである [Hossain and Jaim 2012]。

図表7は、作期別の稲作収量の動向を示すものである。ポロは1960年代半ばの早い時期から MV が普及を開始し、当初からかなり高い収量を実現してきたのに対し、アウスやアマンの収量増加の動きは基本的には1980年代になるま

図表7 西ベンガル州とバングラデシュの作期別の稲作収量の動向



出所：図表6と同じ。

で遅れ、上昇スピードも緩慢であったことがわかる。

以上のような稲作技術革新の進展が土地改革など制度的改善とは別個の動きであったという主張をもう一度整理するならば、次のようになる。第一に、ボロの増産の原動力となった浅管井戸への投資は、それがかなり大きな投資額を伴ったことから、主に大規模農家によって担われたことである¹⁷⁾。土地改革の受益者は、他の中小規模の自作農同様、浅管井戸の所有者から灌漑水を買うことによってボロの作付を可能にしたわけで、彼らは基本的には受動的であり、技術革新の担い手ではなかった¹⁸⁾。第二に、アウスやアマンにおけるMVの開発・普及の主体は政府であった（この点はボロも同様）。MVの開発・普及において、農民は基本的には受動的な受益者にすぎなかったといわなければならないのである。

第3節 土地改革と農業生産性——経済学の理論と実証——

前節では、1980年代以降のベンガル（バングラデシュおよびインド・西ベンガル州）の稲作発展は管井戸灌漑やMVなどの新技術の開発・普及によるものであり、土地改革とは基本的には無関係であったという主張を行った。また、管井戸の導入は富農層主導で行われたものであり、土地改革の受益者は管井戸所有者から灌漑水を買っただけの受動的な存在であったという点も強調した。

しかし経済学は、土地改革が農業生産性に影響を与えるとする理論を用意し、それに従って長年議論を行ってきた。それは主として、経営規模と土地生産性の逆相関（inverse relation）に関する議論、および刈分小作制度の経済学の二つである。以下、まず理論を簡単に紹介し、次にベンガル（とりわけ西ベンガル州）における実証研究を批判的にレビューしよう。

まず経営規模と土地生産性の逆相関については、技術を所与として考える静学モデルと新技術の採用行動を考える動学モデルがある。静学モデルでは、労働市場の不完全性を前提とすると小経営が有利（土地生産性が高い）となるが¹⁹⁾、動学モデルでは、一般に、種子・肥料技術などの労働集約的技術であっ

ても、技術導入の初期段階では大経営有利とされるが、その後は金融面などでの著しい不利性がなければ、技術普及過程で小経営が大経営を追い付き、追い越すものとされている [藤田 1993: 142-143]。前掲の図表 3 ではアマンの収量で土地改革の受益者が平均よりもかなり劣っていたが、仮にそういう事態がかなり普遍的に観察されるとすれば、西ベンガル州の小経営は、金融面などでの不利性ゆえに新技術の採用に遅れがあり、土地改革はむしろ、生産性上昇を阻害する要因として働いたということになろう。しかし [Lieten 1992] が強調するように、土地改革の受益者は概して新技術の採用において大きな遅れをとった証拠はなく、むしろ零細経営の欠点を克服してよく健闘したという評価が妥当だと考えられる。

次に、刈分小作制度については、「マーシャルの非効率」として知られる伝統的な議論があり（刈分制度の下で、小作人は、その合理的行動として、労働の限界生産性が賃金率に一致する最適点以下の労働投下しか行わない）、しかし「マーシャルの非効率」は刈分小作人側の合理的行動のみを考慮したもので、それに対抗する地主の行動（監視やペナルティの付与など）を考慮すると必ずしも非効率とはならないという方向で、理論的發展を遂げてきた。[大塚 1985] は、経済理論的には刈分小作制度が生産性を抑制する効果をもつかどうかは先験的にはわからないとした上で、全世界から大量の事例を収集して分析した結果、生産性抑制効果はないという実証的結果を得た。ただし、バングラデシュの農業センサス・データを分析した [藤田 1993] は、若干ではあれ生産性抑制効果が認められ、とくに規模の大きな自小作経営では小作制度の生産性抑制効果がやや顕著にあるとした²⁰⁾。

一方、西ベンガル州のフィールド調査に基づいて実証研究を行った [Bhaumik 1993] は、刈分小作制度の生産性抑制効果は若干ではあるが認められ、またそれはアマンよりもボロにおいてやや顕著に認められることを明らかにした。浅管井戸による灌漑が不可欠のボロの場合、生産費がアマンよりも高く、その分だけ「市場均衡」小作料率が低くなり、法定小作料率に近づく。したがって理論的には、小作料率の規制は「市場均衡」小作料率の高いアマンにおいてより

効果的となるはずである²¹⁾。すなわち、刈分小作制度の生産性抑制効果はボロとアマンの両方に存在するが、法定小作料率の規制がより効果的なアマンにおいて刈分小作人の労働意欲がより高くなり、その分だけ生産性抑制効果が小さくなるはずであり、Bhaumik は、現実がこうした理論どおりになっていることを示したのである。

以上の刈分小作制度の効果に関する議論は、小作人の労働インセンティブのみを問題にした議論である。一方、小作人登録事業は、小作人の登録を通じて、小作権の強化（相続さえ可能）を強力に履行する結果となった。小作権が強化されると、いつ小作地を取り上げられるかわからないような不安定な状況に比べ、理論的には小作人のより長期的な投資が促進されることになる。しかし同時に、小作地取り上げの脅威がなくなると、小作人の過少労働投入を抑止する地主の対抗措置が効かなくなり、「マーシャルの非効率」がより顕在化することにもなる。

[Banerjee et al. 2002] は、小作人登録事業の効果として、地主による小作地取り上げ脅威がなくなること起因する、小作人による投資意欲の上昇効果と小作人の労働インセンティブ低下効果の二つを想定し、実証研究を行った。そして緻密な計量分析の結果、後者が前者の効果を上回り、したがって小作人登録事業は農業生産の増加に寄与するよう働いたと結論づけたのである。

しかし筆者は、Banerjee et al. が「投資」を抽象的に考えるだけで、具体性に欠いていることから、その議論が説得力に欠けると考えている。既述のように、ベンガルの稲作農業の発展に寄与した投資として、富農層による管井戸投資、および政府部門による農業試験研究投資の二つが重要である。小作地取り上げの脅威がなくなったため、登録小作人が（小作地に）管井戸投資をしたと仮に考えるとすれば、それは、大方の実態に反する想定だといわざるを得ないのである。

また Banerjee et al. は合わせて、土地改革が行われた西ベンガル州とそれを欠いたバングラデシュの1980年代以降の稲作パフォーマンスを比較し、前者が後者に比してより高い成長パフォーマンスを示したことを実証的に示し、よっ

て土地改革がコメ増産に寄与したと主張している。それは「差の差」を検定するより厳密な手法によって得られた結果であった。しかし Banerjee et al. は、ベンガルの稲作を分析する際に欠かせないアウス、アマン、ポロの区別をせずに分析を行った点に、かなり致命的な欠陥があるように思われる。たとえば西ベンガル州では、バングラデシュに比べてアマンの比率が高く、ポロやアウスの比率が低い。1980年代以降のコメ生産の動きを振り返ると（図表6）、1980年代に西ベンガル州がバングラデシュを凌駕し、1990年代半ば以降は逆にバングラデシュが西ベンガル州を凌駕したことが読み取れるが、それは、アウス、アマン、ポロのそもそもの収量差や収量増加の速度の違い、また三つのタイプの面積シェアの差などが複雑に組み合わさった結果にほかならないのである²²⁾。

筆者は、既述のように、バングラデシュと西ベンガル州を比較するならば、土地改革の有無にかかわらず、1980年代以降、両地域とも急速なコメ増産を達成したわけであるから、むしろ、基本的には土地改革とは無関係にコメ増産が達成されたと考えるのが自然であり、妥当だと考えている。

以上、本節の議論を総括すると、1980年代以降の西ベンガル州の稲作農業の急速な発展の最も重要な要因は、灌漑を可能にした浅管井戸への主に富農層による投資、そしてローカルな農業生態環境に適合した近代的品種（MV）の開発を担った政府農業試験機関やその普及に貢献した普及活動であった²³⁾。土地改革は直接に農業生産性の上昇に貢献したわけではない。土地改革の受益者は、新技術の採用（浅管井戸所有者からの買水やMV技術の採用）において、若干遅れや採用率の低位性が認められるものの、むしろ零細経営の欠点を克服し、よく健闘したと評価することができるであろう。

第4節 国民経済の発展に対する土地改革の意義

繰り返しになるが、前節までの筆者の結論は、西ベンガル州の左翼戦線政権により強力に推進された土地改革など農村開発政策は、1980年代以降の農産物（とくにコメ）の増産には直接には無関係であった、ということである。しかし、

当然のことながら、土地改革が資産の再分配を通じて、農村貧困家計の生計を下支えする重要な役割を果たしたことは、誰も否定できない事実であろう。

筆者は、その所得再分配の効果が、実は州の経済発展に大きな影響を与えたと評価している。土地改革は、農村所得分配を改善することによって、付加価値の高い農産物（野菜、果物、畜産物、魚介類など）や非農業部門の商品・サービスに対する購買力（市場）を農村内に生み出し、それが高付加価値農業や非農業部門の発展を誘発することによって、州の経済発展に大いに寄与したと考えるのである。

以上のような考えは、実は、1977年に左翼戦線政権が成立した直後、著名な経済学者でもあった蔵相のアショク・ミトラの1978年予算演説ですでに明確に述べられていたことなのである。すなわち、

これら（諸政策）の調和のとれた努力によって、村落の資産・所得の一定の再分配が行われるならば、需要構造もまた変化するであろう。所得の裾野を広げることによって、家内工芸品を含む村落生産物の需要も増大するであろう。遅かれ早かれ、こうした需要の盛り上がりは都市セクターに刺激を与え、組織的工業部門にも刺激を与えることになる。この可能性はロマンチックに夢想することはできないであろう。全国的なレベルでの資産と所得の根本的な変革なしに、西ベンガル農村での部分的な社会改造それ自身では、この州の産業的・商業的發展すら加速することはできないであろう [佐藤 1980 : 7]。

むろん、アショク・ミトラが正確に理解していたように、土地改革の資産・所得再分配効果それ自身が州の経済全体に与える影響を、あまり過大評価できないであろう。そうではなく、1980年代以降の農業発展が農村所得の目覚ましい増加をもたらし、その最終需要効果（final demand effect）が非農業部門の発展を刺激したという事実のほうが、はるかに重要で基本的な要因であったと考えられる。しかし、その際、土地改革が、農業発展の果実をより広範な農村

図表 8 産業別の NSDP シェア

	NSDP シェア									
	農林 水産業	製造業			建設	運輸・倉庫・ 通信	商業・ホテル・ 飲食	金融・保険	不動産・事業 サービス	その他
		登録	非登録	合計						
1980～81	32.6	14.3	10.3	24.6	5.1	3.1	10.9	4.6	8.0	11.1
1985～86	34.4	13.2	9.2	22.4	4.6	3.8	10.9	4.5	6.6	12.8
1990～91	32.7	9.7	8.0	17.6	7.5	5.9	12.4	5.7	4.5	13.7
1995～96	35.0	7.2	8.4	15.7	4.3	5.8	12.2	7.9	5.3	13.8
2000～01	31.1	4.0	7.8	11.8	5.3	5.5	11.4	11.3	7.4	16.2
2005～06	25.0	3.7	4.8	8.5	8.0	8.4	17.4	6.5	7.6	18.6
2008～09	23.2	4.2	4.8	9.0	7.3	8.6	16.5	7.1	8.7	19.6

出所：[Government of West Bengal, *Economic Survey Statistical Appendix*, 各年版] より筆者作成。

世帯に均霑することを助け、そういう意味で最終需要効果をより大きくしたといえるのではなかろうか。

図表 8 は、1980年代以降最近までの西ベンガル州の州内純生産（NSDP）の部門別シェアの動きを整理したものである。既述のように、西ベンガル州の農業は1990年代末まで急速な成長を遂げ、ある意味で経済全体の成長を引っ張る役割を果たしたが、2000年代以降になると、成長率を大きく低下させ、その結果農林水産業のシェアは急速に低下を始めた。それは、西ベンガル州の貧困緩和がかなり進展し、経済が「食料問題」から「農業調整問題」への新しい段階へ突入したことを示すものでもある [速水 1985]²⁴⁾。

2000年代に入って、西ベンガル州政府は、外資導入を含む積極的な工業化政策に乗り出した。図表 8 にみるように、州経済は、1980年代半ば以降、登録製造業のシェアが急速に低下する「脱工業化」を経験してきたが、2000年代に入って登録製造業のシェアが下げ止まっていることがわかるが、それはそういう政策の効果であったといえよう。しかし、非登録製造業のシェアは、2000年代に入って逆に急速な低下を示し、製造業全体ではシェアの低下が止まらない状況になっている。

非登録製造業の生産物は一般に低級品で、その購買層は主に貧困層であるから、農業の低成長の影響を最も受けたと考えられるのではなかろうか。そして、それが正しいとするならば、農業成長の農村購買力拡大効果を重視する本章の

仮説をサポートする証左といえよう。

西ベンガル州の地方の小さな町では、2005年頃から、バスマティ米が小さなスーパーに積まれるようになった。いわゆる「中間層」の間で、バスマティ米への消費シフトがはっきりと観察されるのである。アマンの主力MVであるSwarnaは「重いコメ」であり、より食感の軽いバスマティ米への嗜好変化が進展しており、それに伴って稲作試験場でもバスマティ米の試験研究が本格化している²⁵⁾。

西ベンガル州は、1980年代からの農業主導の成長径路をはずれ、別の径路を模索する新しい段階に突入している。2011年の左翼戦線政党の敗北は、そのための試行錯誤の一環の中で生じたものと考えられはしないだろうか。

第5節 まとめ

西ベンガル州はインドの中で土地改革の先進州として知られる。それは、1977年に成立した左翼戦線政権が、それまでに準備されてきた一連の法的整備を、農村の現場で実際に履行強制することを通じて達成したものである。余剰地の再分配については1977年以前にすでに半分強くらい進展していたという実態もあるが、刈分小作人の保護については、左翼戦線政権が刈分小作人の登録運動（オペレーション・バルガ）を展開したことが非常に効果的であった。受益者のうち指定カーストが占める割合は、余剰地再分配で37%、刈分小作人登録で31%に達した（加えて、指定部族の割合はそれぞれ18%、11%）。二つの土地改革の受益面積は全農地の約17%であったが、受益者の数はその数倍に達する大きな広がりをもつものとなった。

さらに注目すべき点は、土地改革の恩恵を受けて以降自己資金で農地の購入をした者の割合が、再配分受益者の25%強、登録小作人の33%弱に達したと考えられることである。登録小作人による土地購入の大半は、小作人の小作地相続権までが保証され、また地代が非常に低く抑制された状況下で、地主が意欲を喪失し、低価格で小作人に土地を売却したケースと考えられる。

以上のような土地改革の進展の結果、西ベンガル州の指定カーストは、人口比（2007～08年度で29.2%）とあまり遜色のない農業経営体（農民）比（2005～06年度で24.8%）を占め、指定部族も人口比5.2%に対し農民比7.9%という数値を達成している（本書終章の図表13を参照）。

他方、西ベンガル州の農業生産（とりわけ稲作）は、それまでの停滞（少なくとも1人当たり生産量の停滞）を脱し、1980年代以降、急速な増加を達成した。1977年以降の土地改革がそのような農業生産の増加の直接の結果であったというような議論が行われることになったのは、ある意味、当然であった。あまりにうまく時期が一致したからである。とくに左翼戦線政権は、そのように自ら行った政策の効果を宣伝した。研究者も、賛否両論を含みつつも、少なからず土地改革の効果を認める論文を発表している。

しかし、筆者は異なる立場をとる。1980年代の稲作農業成長は、民間管井戸投資に伴う乾期稲作（ボロ）の拡大（およびそこでの近代的品種の普及）、また雨期の多様な農業生態環境に適合する近代的品種の開発とその普及（アウスおよびアマン）といった技術的要因によってほぼ説明され尽くすことを主張し、土地改革の農業生産への直接のインパクトを否定した。そのロジックは、本文に展開したとおりなので、ここでは繰り返さない。

ただし、筆者が土地改革の経済成長への効果を全く認めないかといえ、それはそうではなく、むしろ積極的に認める立場をとる。具体的には、土地改革の受益者がきわめて多数に上ったことから、土地改革がそれら貧困世帯の所得を上昇させ、農村購買力を高めた効果を重視するものである。

すなわち、1980年代以降の農業成長に引っぱり張られた州経済の発展の利益は、土地改革によってより多くの人々に享受されるものとなり、その結果、農村購買力はより一層高まり²⁶⁾、農業の多角化、高付加価値化、さらに非農業部門の製品やサービスの市場の拡大を通じて、経済発展を促進する効果をもったと主張したいのである。それは、最近の世界銀行によるインドの土地改革の政策評価レポートが、土地改革の貧困削減効果を積極的に認めている点と合致するものである [World Bank 2007]。

西ベンガル州の経済成長を引っ張ってきた農業部門の成長率は、2000年代に入ってから明らかに低下した。[速水 1985] のいう「食料問題」から「農業調整問題」への移行が始まったと考えられる。農産物需要の頭打ちに伴い、農工間所得格差がより一層急速に拡大し、農業から非農業への部門間労働移動が順調に進まなければ、人々の生活水準は上がらない局面に達した。左翼戦線政権であるがゆえに外資をはじめとする資本家に嫌われ、その結果、非農業部門の発展が遅れて、とくに若年層の雇用問題が深刻になっている。2011年州議会選挙で左翼戦線政権がついに敗北を喫したが、その直接の原因が工業団地造成のための農地買収問題に対する世論の批判の高まりにあったという事実は、その意味で意味深長である。西ベンガル州の経済政策運営は、政権が変わっても、今後さらに正念場を迎えるであろう。

〈参考文献〉

- ・大塚啓二郎 [1985] 「分益小作制度研究における理論と実証」『経済研究』第36巻第1号。
- ・佐藤宏 [1970] 「テバガ運動の展開とその背景——ディナジプル県を中心に——」『アジア経済』第11巻第10号。
- ・佐藤宏 [1980] 「インド・西ベンガル州『左翼戦線』政権の農村・農業政策」『アジア経済』第21巻第1号。
- ・外川昌彦 [1995] 「インド農村社会における農村開発と留保制度——西ベンガル州バグディ・コミュニティの事例から」押川文子編『叢書カーストと被差別民：第5巻』明石書店。
- ・中里成章 [1983] 「19世紀末20世紀初頭のダッカ地方における土地市場の考察——地主制の展開との関連において——」『東洋文化研究所紀要』第93冊。
- ・速水佑次郎 [1985] 『農業経済論』岩波書店。
- ・藤田幸一 [1986] 「バングラデシュにおける農業発展——農業構造と技術変化の関連を中心に——」『アジア経済』第27巻第12号。
- ・藤田幸一 [1993] 『バングラデシュ農業発展論序説——技術変化に及ぼす農業構造の影響を中心に——』農業総合研究所。
- ・藤田幸一 [2005] 『バングラデシュ農村開発のなかの階層変動——貧困削減のための基礎研究——』京都大学学術出版会。

- ・ 森日出樹 [2012] 「インド・西ベンガル州における2011年州議会選挙——左翼戦線政権の長期支配とその崩壊の要因——」『広島大学現代インド研究——空間と社会』第2号。
- ・ Adhikari, B., Bag, M. K. M., Bhowmick, K. and Kundu, C. undated. "Status Paper on Rice in West Bengal", mimeo.
- ・ Banerjee, A. V., Gertler, P. J. and Ghatak, M. [2002] "Empowerment and Efficiency: Tenancy Reforms in West Bengal", *Journal of Political Economy*, 110-2: 239-280.
- ・ Bangladesh Bureau of Statistics, *Yearbook of Agricultural Statistics of Bangladesh*, 各年版。
- ・ Bardhan, P. and Mookherjee, D. [2011] "Subsidized Farm Input Programs and Agricultural performance: A Farm-Level Analysis of West Bengal's Green Revolution, 1982-1995", *American Economic Journal*, 3: 186-214.
- ・ Bhaumik, S. K. [1993] *Tenancy Relations and Agricultural Development: A Study in West Bengal*, New Delhi: Sage Publication.
- ・ Chakraborti, A. K. [2003] *Beneficiaries of Land Reforms: The West Bengal Scenario*, Kalyani: State Institute of Panchayats & Rural Development.
- ・ Dasgupta, B. [1984] "Sharecropping in West Bengal from Independence to Operation Barga", *Economic and Political Weekly*, 19-26: A 85-A 95.
- ・ Fujita, K. [2009] "Worlds Apart: Peasants in Japan and Agricultural Laborers in Bangladesh", *International Journal of South Asian Studies*, 2: 87-104.
- ・ Government of Bengal [1939] *Report of the Land Revenue Commission, Volume II*, Alipore: Bengal Government Press.
- ・ Government of West Bengal [2011] *Economic Review 2010-2011, Statistical Appendix*, Kolkata.
- ・ Hossain, M. and Jaim, W. M. H. [2012] "Diversity, Spatial Distribution, and the Process of Adoption of Improved Rice Varieties in Bangladesh", in M. Hossain, *et al. ed., Adoption and Diffusion of Modern Rice Varieties in Bangladesh and Eastern India*, Los Baños: International Rice Research Institute.
- ・ IDFC Rural Development Network [2013] *India Rural Development Report 2012/13*, New Delhi: Orient Blackswan Private Ltd.
- ・ Lieten, G. K. [1992] *Continuity and Change in Rural West Bengal*, New Delhi: Sage publications.
- ・ Sengupta, S. [1981] "West Bengal Land Reforms and the Agrarian Scene", *Eco-*

omic and Political Weekly, 16-25/26: A 26-A 75.

- ・ World Bank [2007] *India: Land Policies for Growth and Poverty Reduction*, New Delhi: Oxford University Press.

注

- 1) 厳密に言えば、1977年以降の左翼戦線政権は、第1次政権（1967年2～11月）、第2次政権（1969年2月～1970年3月）のそれぞれ短命に終わった政権に次ぐ、第3次政権であった。第1次、第2次政権の経験は、左翼政権としての政権担当・運営能力の養成という意味で非常に重要な意味をもったと考えられる。
- 2) 2011年選挙での敗北は、工業団地造成のための農地買収問題に対する世論の批判の高まりを直接的契機とするものであるが、より根本的には長期政権下でつくり出された「政党が支配する社会」に対する人々の不満が蓄積されていた点に求められるという。詳しくは、[森 2012] を参照。
- 3) たとえば、外川昌彦による詳細な事例研究などを参照 [外川 1995]。
- 4) 中里成章は、ザミンダールと（法定）小作人の間に中間介在者をささむ形で発達した土地市場を「地主的土地市場」、法定小作人と又小作人との間で発達した土地市場を「農民的土地市場」と呼んで区別した [中里 1983]。
- 5) 5人家族を想定して、12.36エーカー（5 ha）の灌漑地と17.3エーカー（7 ha）の非灌漑地を上限とするが、加えて家族1人の追加分当たりそれぞれ1.24エーカー、1.73エーカーを上乗せできるとされた。ただし、いくら家族人数が多くても、最大でそれぞれ17.3エーカー、22.22エーカーまでと規定された。
- 6) 以上の記述は、[Lieten 1992] の第4章と第5章にかなり依拠している。
- 7) ちなみに、インド政府によると、1978年までに全インドで再配分された土地は、収用地231万エーカーのうち157万エーカーとされており、うち60万エーカー以上を占める西ベンガル州のシェアは非常に高い [佐藤 1980]。
- 8) 1981年の耕作者数は459.1万、農業労働者数は389.2万であり、1991年にはそれぞれ584.5万、505.5万であり [Government of West Bengal 2011: 4]、その平均値をとった。
- 9) [Sengupta 1981] は、土地収用・再配分面積は耕地面積の8%弱に留まったが、受益者でみると35%近くに達するので、その意義はきわめて大きいとしている。また [IDFC Rural Development Network 2013: 25] によれば、オペレーション・バルガで登録された小作人は、全小作人の48～65%に達したと推計されている。
- 10) これは、余剰地の再配分が1979年頃までにほぼ終了したという上記の記述と大

大きく矛盾する。食い違いの原因については、今後の課題にせざるを得ない。

- 11) 地主、とりわけ大規模な不在地主の中には、小作権強化（相続権付き）と小作料率抑制という政策介入を受けて、すっかり小作地経営の意欲をなくし、法定小作料さえ徴収しなくなったり、また非常に安い価格で小作地を小作人に売却したりする者が少なくなかった。小作料徴収が放棄された場合、登記簿上の所有権はともかく、小作地が事実上の自作地として機能していることを意味する。
- 12) 1951年センサス時の263.0万人は、1981年センサス時には545.8万人まで増加した。
- 13) そもそも、ベンガル農業、とりわけその稲作部門は、20世紀に入った頃から長期の停滞に悩まされてきた。20世紀前半はコメ生産が完全に停滞（ないし若干低下気味に推移した）し、1人当たり生産量の急激な低下を経験した。分離独立後は1人当たりではかろうじて現状維持を保った分だけ、改善したのである。それは、収量の上昇よりも、用水路や深管井戸による灌漑の拡大に伴う、とくに雨期稲作アマン（aman）の作付面積の拡大に起因するものであった。
- 14) アウスとは雨期前期の稲作で、雨期直前に播種を済ませ、雨期の真っ只中に収穫される稲、一方アマンとはモンスーン変動に最も適した稲で、雨期に田植えを済ませ、乾期に入った直後に収穫される稲である。
- 15) より人口に膾炙した高収量品種（HYV）ではなく、本章では近代的品種（MV）を用いる。近代的品種は、高収量だけでなく、非感光性、短い生育期間などの特性を有する。非感光性は、モンスーンの変動に関わりなく一定期間が経過すれば開花して実を結ぶ性質であり、したがって乾期の栽培をも可能にした重要な形質である。短い栽培期間は、二期作や三期作も可能にして、増産に貢献した。
- 16) 1970年代末にアーンドラ・プラデーシュ州から導入された品種で、広範な農業生態環境（天水田のうち浅い洪水が定期的にある水田のほか、海岸沿いの塩分の含まれる水田、洪水に頻繁に見舞われる水田など悪条件の水田を含む）に適応性のある品種であったため広く普及し、現在もアマン作付面積の50%以上のシェアを維持している。
- 17) この点については、別の機会に豊富なデータによって示したとおりである〔藤田 2005〕。
- 18) 井戸への投資を行った大規模農家に加え、乾期稲作の技術革新を牽引したもう一つの主体を挙げるとすれば、農村電化を積極的に推進した政府、および井戸への投資に対し融資を実行した銀行であろう。ただし、農村電化については、1980年代初頭の干ばつ以降、西ベンガル州政府は積極的に推進したのに対して、バングラデシュの井戸の電化は大幅に遅れており、今日でも井戸の約3分の2はディーゼル・エンジンで稼働している。またバングラデシュでは、1980年代末以降、韓

国や中国製の安価なディーゼル・エンジンが市場にあふれるに至り、銀行融資ではなく自己資金で井戸を設置するケースが一般的となった [藤田 2005 : 43]。銀行融資から自己資金による管井戸の設置という流れは、西ベンガル州でも同様であった。

- 19) 労働市場の不完全性は、第一に小経営にとっての家族労働の機会費用の低位性、第二に大経営にとっての雇用労働の調達・監視費用の高さに起因するものである [藤田 1993 : 137-140]。
- 20) [藤田 1993] は1983/84年農業センサスの分析に基づく研究成果であったが、同じ手法で1996年農業センサスを分析してもほぼ同じ結果が得られている [Fujita 2009]。
- 21) アマンの小作料率は、未登録小作人では80事例のうち75事例 (93.8%) が50%であった (それが「市場均衡」小作料率とみなせる) のに対し、登録小作人では80事例のうち25事例 (31.3%) がゼロ、30事例 (37.5%) が法定の25%、25事例 (31.3%) が法定以上であった。一方、ボロにおいては、未登録小作人では96事例のうち73事例 (76.0%) が法定の25%であった (「市場均衡」小作料率とみなせる) のに対し、登録小作人では56事例のうち21事例 (37.5%) がゼロ、31事例 (55.4%) が法定の25%、4事例 (7.1%) が法定以上であった [Bhaumik 1993 : 115]。
- 22) Banerjee et al. の分析期間は1993年までであり、バングラデシュの稲作成長パフォーマンスが西ベンガル州を凌駕した1990年代半ば以降の時期については、分析の対象外となっている。
- 23) [Bardhan and Mookherjee 2011] は、1982～1995年の西ベンガル州のコメ増産が、土地改革などの要因よりもむしろ、ミニ・キットと呼ばれる種子・化学肥料に対する補助事業が決定的に重要であったことを実証的に示している。本章の立場からいえば、ミニ・キットの補助事業は、ローカルな農業生態環境に適合した MV の開発を前提として、その普及を強力に後押しする役割を果たしたものとして位置づけられる。
- 24) インド全体では1990年代半ば以降、「農業調整問題」への移行が鮮明になっているので (本書の終章を参照)、西ベンガル州は数年遅れたことになる。
- 25) 隣接するビハール州でも、用水路灌漑地域であり、先進農業地域でもあるロータス県などで最近、農民がバスマティ米の試験的導入を始めている。
- 26) 当然のことながら、土地改革は、貧困世帯の資産形成を促した。同じ所得でも、資産の保有量によって消費性向が異なる (資産が多いほど消費性向が高まる) という効果も指摘されなければならない (南アジア研究者の平島成望氏との私的会話に基づく)。